

むろらん



市政だより

昭和51年

10月

15日

No. 398



市民体育大会～体操～10月11日

市政だよりは早目にお読み下さい。

毎月第3土曜日「市民体カづくりの日」

52年4月まで
市体育館を開放(使用料免除)

「市民のくらしをまもる条例」は

原案どおり可決

五十一年度第三回市議会定例会が、九月二十四日から十月二日までの九日間開かれました。

この議会では、十一月三日の文化の日

に表彰される「市功労者」十六名の承認と、教育委員会委員、収入役、固定資産評価員の承認などを

はじめ、市の機構改革を目的とした「市事務分掌条例」の制定などが審議されました。

このほか、昭和五十年度の水道事業、病院事業、中央卸売市場事業の決算が認定されました。

また、二月の議会定例会に提案し、継続審議されておりました「市民のくらしをまもる条例」と「市廃棄物の処理および清掃に関する

条例の一部改正」の二件が原案どおり可決され、十月から施行することになりました。

なお、今回の議会定例会に提案しました「室蘭市職員の退職手当に関する条例の一部改正」と「室蘭市税条例の一部改正」の二件が今後継続審議されることになりました。

市功労者十六人

文化の日に表彰式

菊香る文化の日、今年度の市功労者表彰式が、市議会議事堂で行われます。

上野一男さんはじめ、次の十六人のかたがたで、いずれも多年にわたり各職務を通じて、市政の発展に貢献されたかたがたです。

その荣誉をたたえるため、市長から表彰状と功労章、記念品を贈ります。

公益功労者

▽上野一男さん（六十九歳）
・室蘭通船株式会社専務取締役

表彰される方々

公益功労者 9人

教育文化功労者 1人

自治功労者 6人



川端 末松さん



上野 一男さん



田上ハルヨさん



内池 良男さん



和泉 匠吉さん



齊藤 房雄さん



久保 東明さん



佐藤 善弘さん



岡田 勳さん



野村 文雄さん



石川 又七さん



池口 武敏さん



高尾 勝臣さん



麻田 茂雄さん



松坂 逸蔵さん



池本 隆行さん

- ・山手町三一三—一九
- ▽川端末松さん（六十七歳）
- ・日東海運株式会社社長
- ・海岸町三一七—一六
- ▽内池良男さん（六十三歳）
- ・民生・児童委員
- ・崎守町一四—三
- ▽田上ハルヨさん（五十九歳）
- ・民生・児童委員
- ・御崎町二一三—一九
- ▽齊藤房雄さん（八十歳）
- ・保護司
- ・本輪西町四—三九九—一十一
- ▽和泉匠吉さん（八十二歳）
- ・元民生・児童委員、元保護司
- ・栄町一—五—一十一
- ▽佐藤善弘さん（六十一歳）
- ・医師

- ・幸町四—一二
- ▽久保東明さん（七十二歳）
- ・歯科医師
- ・常盤町三一—三
- ▽池口武敏さん（六十五歳）
- ・歯科医師
- ・水元町十二—一六
- ▽石川又一さん（七十三歳）
- ・石川設備工業株式会社常任監査役
- ・海岸町三一三—一六
- ▽野村文雄さん（七十一歳）
- ・市議会議員
- ・寿町二—一五—一三
- ▽岡田勳さん（六十歳）
- ・農業委員会委員
- ・香川町八—一六
- ▽池本隆行さん（五十一歳）
- ・室蘭市主事
- ・母恋南町一—一—二二
- ▽松坂逸蔵さん（五十二歳）
- ・室蘭市技師
- ・母恋南町五—一七—一三
- ▽麻田茂雄さん（五十一歳）
- ・室蘭市消防監
- ・舟見町一—一三—一四
- ▽高尾勝臣さん（五十六歳）
- ・元室蘭市主事
- ・本町一—一五—一十一

自治功労者

教育文化功労者

市の機構が 新しくなりました

このたび、市の事務分掌条例の制定により、市の機構（部・課係）を一部変更しました。

主なところでは、企画調整部を企画審議室に、経済労働部を経済部に改めると同時に中央卸売市場を所管させることとし、また広く生活環境全般を担当するため、環境衛生部と公害対策部を統合して、生活環境部としました。これにより、2部5課11係が縮小となりましたが、市民サービスの低下にならないよう十分に配慮しました。

これからも、市民のために全職員が最善の努力をしてみたいです。

また、機構改革に伴い、一部事務室の変更も行いましたので、ご来庁の際には、お気軽に庁内案内窓口でおたずね下さい。

なお、新しい機構図は、8、9面に、事務室配置図は、10、11面に掲載しておりますので、ご参照下さい。

室蘭市収入役に

榎本氏就任

室蘭市収入役に、榎本幸平氏（五十歳）が昭和五十二年十月二日付で就任しました。なお、前任者の阿部敦男氏は健康上の理由で辞任されました。



榎本氏の経歴は、次のとおりです。

大正十五年七月二日生

昭和二十三年 東北大学卒業

二十四年 室蘭市役所入事

課勤務

三十六年 社会教育課長

三十九年 文化センター館長

四十二年 納税課長

四十四年 水道部次長

四十六年 税務部長

四十八年 企画調整部長

四十九年 社会福祉部長

五十年 市立室蘭総合病院事務局長

新 機 構 名			旧 機 構 名		
総務部	総務課	庶務係	総務部	総務課	文書係と庶務係の一部統合
"	"	行政係	"	"	庶務係の一部
"	契約課	物品契約係	"	財務課	用度係
"	"	工事契約係	都市建設部	契約課	契約係
"	職員室事務管理課	事務管理係	総務部	職員室職員課	事務管理係
企画審議室	主幹・主査		企画調整部	企画課	企画係 調査係
			"	調整課	調整係 広域行政係
			"	振興課	地域振興係
経済部	商工観光課	商業観光係	経済労働部	商工観光課観光係	商工振興係の一部統合
"	"	工業係	"	商工観光課	商工振興係の一部
"	"	中小企業相談係	"	"	金融指導係
市民部	中央地区サービスセンター		市民部市民課を統合		
"	労働対策室	労政課	経済労働部労働対策室	労政課	
"	"	失業対策課	"	失業対策課	
生活環境部	公害対策課		公害対策部	公害対策課	
"	防災課		"	防災課	
"	衛生課	衛生係	環境衛生部	衛生課	墓園係を統合
"	清掃事業所	清掃管理課	"	清掃施設課を統合	
"	"	庶務係	"	清掃管理課	管理指導係と料金係を統合
都市建設部	都市計画課	用地補償係	都市建設部	契約課	用地補償係
"	"	都市改造係	"	都市計画課	都市再開発準備係
建築部	住宅課	住宅係	建設部	住宅課	庶務係と管理係を統合
港湾部	業務課	庶務係	港湾部	業務課	調査係を統合
水道部	営業課		水道部	総務課を統合	
"	配水課		"	管理課	
"	"	サービス係	"	工務課	
"	"	計量器係	"	"	故障修繕係
"	建設課		"	営業課	計量器係
"			"	出張課	
農業委員会事務局農地係			農業委員会事務局振興係を統合		

※なお、中央卸売市場を経済部で所管することとし、計量検査所を経済労働部商工観光課から市民部消費生活課へ所管替えいたしました。

新しいまちづくりのために

総合基本計画（47年2月策定）の総点検結果 その1

このほど、室蘭市総合計画審議会から、新しい総合計画についての中間答申が出されました。
中間答申は、現在推進中の室蘭市総合基本計画（昭和四十七年策定）の成果と、進行状況を総点検し、現状における諸課題と、新計画にむけての留意点を明らかにしたのですが、このうち新計画にむけての留意点については、次のとおりです。
なお、これらの資料は、市民参加による新計画づくりのために、保存のうえご活用願います。



課題をとりまく計画

目ざましい経済発展による繁栄が続ける半面、社会生活基盤整備の立ち遅れ等に起因して、都市の不均衡発展を招来し、全国的に都市問題の克服が強く要請されていた四十年代前半の社会情勢を背景として、輝かしい未来への希望を託

し、より豊かで健康な生活のマチ室蘭市の建設をめざし、現計画は策定された。
しかしながら四十年代後半に入り、社会経済情勢は激動し、税収の伸び悩みと物価の高騰等による地方財政の悪化、総需要抑制に伴う公共事業の一部繰り延べ、あるいは不況の長期化に伴う雇用市場の緊張など計画推進をとりまく環境は変動した。
また、本市は、開発の遅れていた北海道のなかにあつて、最大の重化学工業港湾都市として発展を続けてきたが、本道における国の大型プロジェクトの推進に伴う物流体系の変化が、本市産業活動へ影響し、不況下における苦悩をさらに増大させるなど新たな課題も顕在化している。さらに、生活の多様化、広域化に伴い価値観に変化をもたらし、市民意識は時代に即応した社会福祉の拡充、生活環境水準の引上げ、生涯教育の展開をめざした教育文化諸環境の整備充実など快適性、利便性を保障した都市的市民生活が営まれるマチづくりを強く求めている。

都市として都市機能の集積を進めてきたが、市民生活ならびに産業活動の急速な広域化に伴い行政の立ち遅れが顕在化していることから本市が、西胆振広域圏のなかで果すべき役割を認識し、自己完結的発想から脱却した諸計画の展開を図る必要がある。
このような、現計画推進過程における特徴的变化と、それに伴う諸課題を背景とした新計画の策定にあたっては、国ならびに道の諸計画における本市の位置づけと役割を認識するとともに、これら諸

盤基市都 計備整

土地利用計画

都市街地の配置と土地利用計画を見直すに当たっては、人口や世帯構造の変化、経済社会情勢の変動に対応した産業等の十分な見通しのもとに行うべきであるが、市街地としての市街化区域については土地条件や今後の生活関連施設の整備、住民の意向等を十分考慮して適正な規模と配置を図ることが必要であり、既成市街地の面的整備の推進による住環境の向上、商業業務機能の向上を図るとともに計画的な工業団地の配置による土地利用の純化を促進するよう配慮することが肝要である。
また、市街地外の土地利用計画については、自然保護、生産緑地等との十分な調整を図るとともに北海道縦貫自動車道の通過と室蘭西インターチェンジの設置が予定されている地域は、産業振興計画等との密接な関連のもとで土地利用計画を確立し、必要な用地の確保等の施設整備に対する容易性を図っておくべきである。

土地開発計画

1、市街地開発事業

土地区画整理事業は、面的に相当の面積を有していることから、単に公共用地的確保のみならず、生活関連施設の整備や住区、コミュニティ等との総合的な配慮のもとで進めるべきであり、既成市街地については、住環境の向上、商業業務地の公共用地確保等を図るため、積極的に土地区画整理事業の整備手法を導入し、新たな市街地についても単に住宅地のみならず、業務地をも土地区画整理事業等の計画的な手法により、整備を進めることが肝要である。なお、

総合交通通信計画

1、道路

都市間道路としての北海道縦貫自動車道、室蘭―札幌間(美瑛経由)道路は、室蘭市および周辺市町村の発展のために、今後とも早期建設を促進しなければならぬが、特に北海道縦貫自動車道については、白鳥大橋による環状道路網の形成に大きな影響を与えることから、本市の道路交通体系を確立するためにも、早期完成が望ま

調査を見合わせている幌明地区については、すでに土地区画整理事業の区域決定をしていることから今後の人口動向、道路整備計画、産業振興計画等を十分考慮し、土地利用計画の見直しや事業化の時期等を検討すべきである。

市街地再開発事業は、道路等の関連事業の進行状況を十分考慮し、商業の振興、都市機能の向上を図るために、部分的でも実現可能な地区の具体化を図るべきである。

2、公園・緑地

公園、緑地は、都市基盤施設あるいは生活環境施設としての整備水準を達成するために、今後とも用地取得、造成を促進しなければならぬが、日常のレクリエーション

れる。

都市内道路は、室蘭新道の早期完成、白鳥大橋による環状道路網等の幹線道路の建設促進を図らなければならぬが、今後とも増大する自動車交通量に対し、市民生活の阻害や都市機能の低下を招かないように、関係機関と十分協議しながら早期完成を図る必要がある。また市街地内の道路整備は、今後とも急がなければならぬが、整備内容や整備箇所等については、住民の意向、維持管理等を十分考慮して進めることが肝要である。交通安全施設は、今後とも計画的に整備を促進しなければならぬが、単に施設の整備のみならず、

ヨシ機能のみならず、観光資源との一体利用や災害時における避難場所としてのオープンスペース機能などの各種の機能の發揮と分担ができるような施設整備を進めるとともに、市民の要望に沿った特色のある公園、緑地づくりも必要である。また地区的な均衡を解消するためには、市街地開発事業等により用地確保を図るなどの施策の展開が必要であり、維持管理面についても、組織の強化はもちろんのこと、自然保護思想の普及・浸透等の市民の協力を得ながら、施設の維持、緑地保全に努めることが肝要である。

墓園は使用方法、維持管理、移設計画等を十分考慮し、需要に応じた弾力的、総合的な造成計画のもとで事業を推進すべきである。

交通安全思想のよりいっそうの普及等により、市民生活の安全と交通事故の撲滅に努めるべきである。駐車場は、駐車場整備地区の指定、路外駐車場計画の具体化を早急に進めなければならぬ。

2、鉄道・バス

鉄道は、国土の主軸形成のために、南回りを含めた北海道新幹線鉄道の建設促進を図らなければならぬが、室蘭本線・千歳線についても、都市間大量輸送機関としての電化、複線化を促進するとともに、通勤、通学のための交通機関として、また多くの利用者があ

ることから、運行本数の確保等により、サービス面の低下を招かないように配慮すことも必要である。

バスは、市街地の進展に伴い、今後ともバス網の充実等を図らなければならぬが、バス網の再編成等による企業性の向上と運行回数の増加等による公共性の向上を図り、市民の足の確保と利便性の向上を促進しなければならぬ。また今後の高速輸送体系を確立し、周辺の観光レクリエーション地等との有効な機能の發揮と連けいを図るためにも、広域的な観点から空港の設置を検討する必要があるとともに、わが国においても実用化されつつある中置軌道シ

港湾計画

室蘭港は、臨海工業地帯とともに本市を代表する重要な産業施設であり、港湾の盛衰が本市の産業経済に大きな影響を与えることから、単に港湾のみならず産業経済、土地利用、交通等の動向や計画を十分配慮しながら、総合的、広域的な観点に立って整備を図ることが肝要である。

室蘭地区および祝津絵柄地区の工業用地は、労働力、用水、公害等を十分考慮し、高次生産都市の建設という基本目標に沿って適正な企業誘致を促進しなければならぬ。祝津絵柄地区、入江地区等の埋

システム等の新交通システムについても、今後の技術開発等の動向を勘案しながら、導入や交通事業性等を検討する必要がある。

3、通信

電話は、加入電話が今後とも増増加するであろうが、公衆電話については地区的な均衡を早急に解消するとともに、災害、事故等の緊急連絡を図るためにも、景勝地等においても設置を図ることが肝要である。

郵便は、郵便局、郵便ポストの地区的な不均衡の解消に努めるとともに、市街地の動向を勘案しながら、計画的な配置を図ることが必要である。

立造成地や背後地は、港湾機能と都市機能との相互の補完、分担を十分考慮し、土地利用計画の樹立と施設の整備を促進することが必要である。

本輪西地区は、危険物施設の移転跡地の土地利用計画を策定しなければならぬが、道路整備、市街地開発事業、住民の意向等を十分考慮しながら、総合的に計画を進めることが肝要である。

さらに今後のレクリエーション需要の増大や市民要望の多様化に対応するために、レクリエーション港湾の整備や臨海公園の整備が必要であるが、漁業との調整や市民の利用を十分考慮したうえで、港の市民への開放を図ることが肝要である。

社会開発計画

生活環境整備計画

1、緑化

健康で潤いのあるまちづくりを進めるため、市民の森の造成や学校緑化、市施設緑化をはじめ、街路樹の植栽や工場、事業所の緑化により「緑の都市軸」を形成し、あわせて既存緑地の整備と植栽樹の保護育成をはかり、緑化思想の普及とあいまって、より強力な緑化推進を図るため、緑化条例等の制定により、市民総ぐるみでの緑化運動の推進が必要である。

2、公害防止

昭和五十一年二月、北海道で策定の、公害対策基本法に基づく「室蘭地域公害防止計画」の実効を期して、市民の健康を保持し、快適な生活環境の保全に努めることを基本的な留意点として、今後における各般の施策を設定することが肝要である。とくに現状において、環境基準を満足していない大気汚染物質については監視測定体制を強化し、公害発生源に対する規制指導を行うなど積極的な施策が望まれる。

また、快適な生活環境の阻害要因となる騒音、悪臭についても、監視測定と指導の徹底に努めることが必要である。

一方、水質汚濁については、今後企業の増設等による汚濁の進行なども勘案し、適正な行政指導を行うとともに、下水処理施設の整備を進めて生活関連排水に対処するなど、総合的な施策の推進をはからなければならない。

3、住宅

核家族化が一層進展し、世帯構成が変化していることから、住宅建設計画にあたっては、世帯数の動向などの十分な見通しのうえで計画を樹立し、より良好な宅地の供給と住宅環境施設の整備改善や住宅の量から質への転換をはかり市民の要求にふさわしい住宅を需要に応じて供給できるよう、公的住宅の建設を図ると共に、民間の住宅建設を促進し、また既存住宅の保全改良など有効活用を図るための施策が必要である。

4、上水道

将来の需要増に対応した水資源開発のため、関係機関との相互理解を深めながら、広域利水体制の確立につとめるとともに、施設の改良等により有効率の向上を図らなければならない。また、高台地区の市街地開発事業にあわせた整備計画の樹立が望まれる。

なお、水資源確保や水質汚濁防止のため、水源涵養保安林の確保整備を積極的に推進する必要がある。

5、下水道

生活水準の向上、公共水域の水質汚濁に対処するため、公共下水道の整備および都市下水路の整備は急務であり、また、水洗化普及についても、より積極的に促進する必要がある。

6、清掃

市民生活の向上とともに多様化し、増加する廃棄物を迅速かつ適切に処理して、快適な生活環境を保持するため、処理施設を年次的に整備し、機能の向上を図ると

7、保健衛生・医療

今日、保健医療に対する需要は質量両面に激しい変化をみておりこれに対処するサービス提供のあり方についても、健康増進から予防、診療、リハビリテーション、社会復帰に至る総合的かつ一貫したものが要請されるとともに、疾病構造の変化と医学の著しい進歩に伴い、保健医療機関の機能分担と連携を図る中で、組織的、体系的に供給されること、すなわち保健医療のネットワークの形成が望まれている。

したがって、新計画の策定にあたっては、これら時代の要請に対応する国、道の動向を見極めながら、市民需要を消化する適切な計画を策定しなければならない。

計画策定にあたっては、母子、成人病等の予防、検診事業と保健

もに埋め立て地についても、これを取得するにあたっての国の制度を求めると、長期的展望に立った新規埋め立て地の確保を早急に図る必要がある。

さらに、きれいな住みよいまちづくりのためのPR活動を強化して、市民の積極的な参加を求め、自主活動を奨励するなど、市民との協働体制のもとで清掃事業を推進するとともに、産業廃棄物についても事業者が自らの責任において処理するための行政指導が必要である。

医療に関する啓蒙、指導、相談の充実、地域的一般診療需要に対応する診療所の適正配置、医療の専門、高度化に対応する基幹病院の機能強化、精神障害者の社会復帰を促進する施策、施設の整備、老人の保健、医療確保のための施策の充実、救急、急病対策の強化、保健医療のマンパワー確保と定着のための対策等に留意する必要がある。

8、防災・消防

急傾斜地区に対する危険区域の早期指定、治山治水事業の促進など自然災害に対する施策とともに災害発生時における応急対策についても留意する必要がある。

また、石油コンビナート等の産業災害については、法に伴う防災体制の強化を図るよう積極的な努力が望まれる。

一方、交通災害の未然防止を図るためには、交通安全施設の整備が急務であるが、市民の交通安全思想の高揚を図るための施策の推進についても留意することが必要である。

〈消防〉

年々都市火災の傾向が強まっている本市の火災発生に対処して、老朽車の更新をはじめとする消防機動力の増強、消防資器材の充実、消防団施設・資器材の整備を進めるとともに、住宅地の拡大に伴う水利施設の拡充など、総合的な施策の推進を図り、消防力の基準の完全な充足を期するよう留意しなければならない。また、市民に対する防火思想の普及についても、火災予防の見地から施策の推進が必要である。

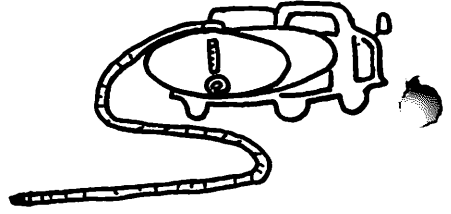
さらに、消防機動力の増強に伴って化学車等が大型化していることから、庁舎の増改築について十分な検討を行い、消防機関の拡充強化に努めなければならない。

一方、石油コンビナート等特別防災区域の指定による化学消防力の増強と、これに要する人員の確保については、多額の財政負担を伴うものであるが、石油コンビナート等災害防止法の趣旨を尊重して、その具体化を図るよう積極的かつ多角的な検討が望まれる。

11月1日号に、この続きを掲載しますので、あわせて参考にして下さい。

くみ取手数料が

改正されました



下水道処理区域内のし尿収集並びに事業活動に伴うし尿収集の適正化など、清掃事業の合理的運営を図るため、二月の定例会議に提案し、継続審議となっておりました「室蘭市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正」が九月定例会議で可決されました。これに伴い、くみ取手数料等は次のとおりとなりましたので、くみ取を申込みされるときや、くみ取券を求められるときには、十分にご注意下さるようご協力をお願いいたします。

くみ取手数料

◎ 一般家庭、事業者ともに蘭西下水道処理区域内は

・三六リットル（一荷）あたり二〇〇円です。

〈対象地域〉

- 祝津町、港南町、増市町
- 小橋内町、築地町、緑町
- 西小路町、沢町、海岸町
- 暮西町、常盤町、清水町
- 幸町、本町、栄町、舟見町、中央町、山手町

◎ 事業者で蘭西下水道処理区域外（前記の町以外）は

- ・一回のくみ取量が三六〇リットル未満の場合は、三六リットルあたり四〇円です。
- ・一回のくみ取量が三六〇リットルを超える場合は、三六〇リットルまでを四〇〇円とし三六一リットル以上は三六リットルあたり二〇〇円を加算します。

くみ取加算料

・一か月以内に二回以上のくみ取を行う場合は、一回を超えらるごとに、六〇〇円を加算します。

旧くみ取券の使用

九月三十日までにお求めになりました「くみ取券」は、各地区サービスセンターでお取替いたします。

くみ取手数料標準価格表

(新料金)

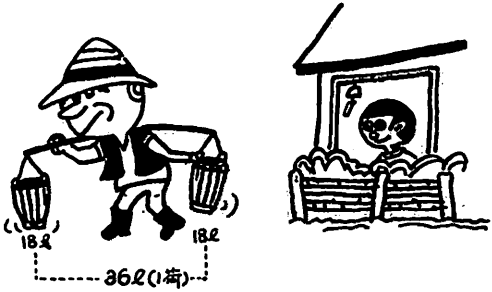
蘭西下水道処理区域内 (一般家庭)事業者共	$1.4\ell \times 3.4人 \times 30日 = 142.8\ell$ $\frac{143\ell}{36\ell (1荷)} = 4 (荷) \times 200円 = 800円$
蘭西下水道処理区域外の事業者 (小規模事業者)の救済措置	1家庭(3.4人) 1か月排出量.....143ℓ 従業員10人の1か月排出量.....210ℓ (1人0.7ℓ×10人×30日) 計 353ℓ 360ℓを標準として360ℓまでを一般家庭くみ取手数料同額の400円とする

(改正前)

$1人1日排出量 \times 1家庭平均家族数 \times 1か月 = 142.8\ell$ $\frac{143\ell}{36\ell (1荷)} = 4 (荷) \times 40円 = 160円$

日常身近かな費用との比較

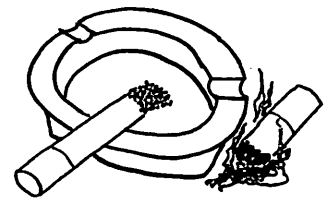
区分種別	単 位	1か月利用回数	1人当1か月負担額	摘 要
くみ取料	1世帯1か月800円	1回	235円	800円÷3.4人
風呂	1回 135円	6回	810円	5日に1回
理髪	1回 1,800円	1回	1,800円	
タバコ(男)	ハイライト1本 6円	672本	4,032円	1日22.4本
電話	1か月平均 3,110円	—	915円	51年3月分利用世帯21,336の1人当り



火災は人災、防ぐはあなた

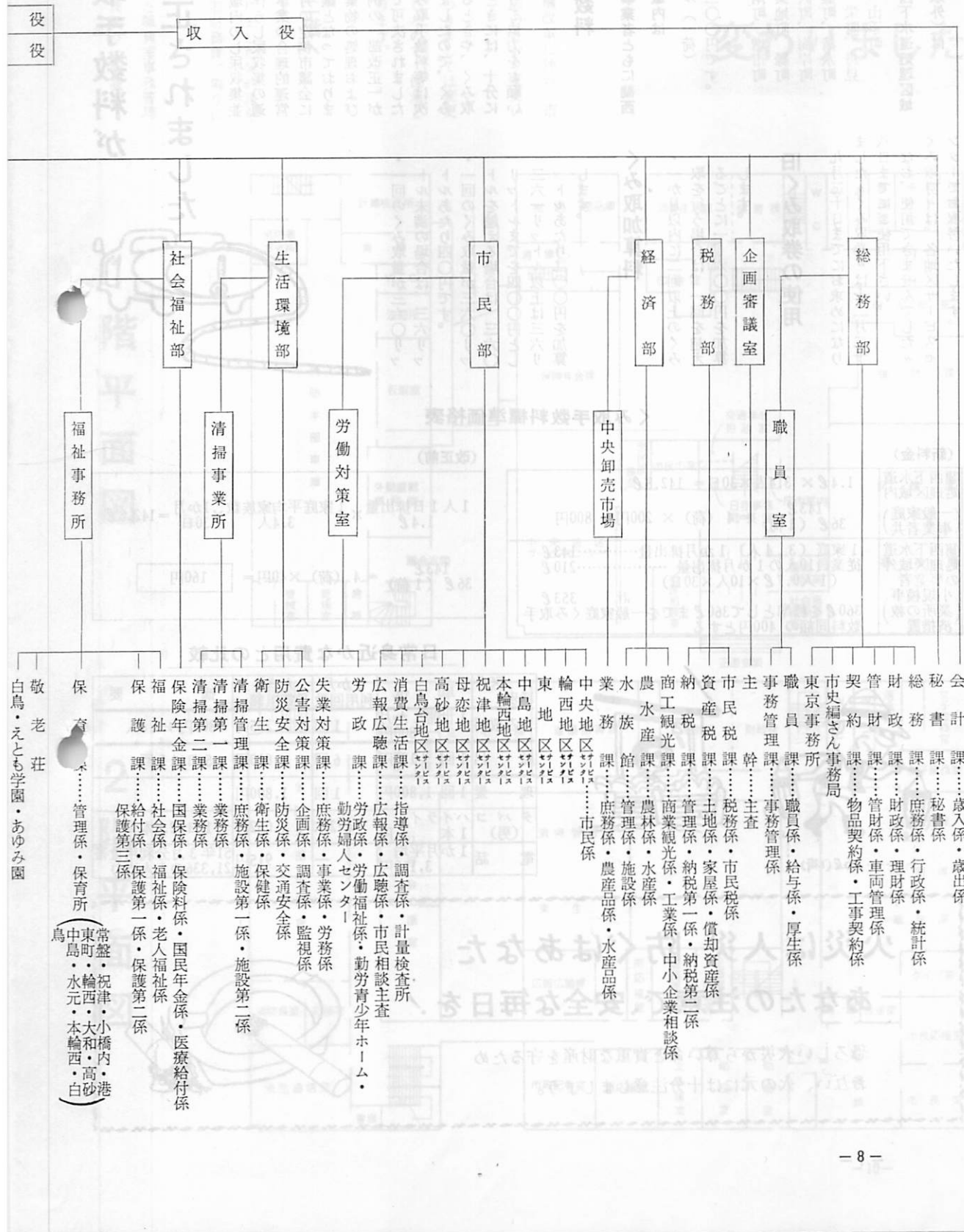
あなたの注意で、安全な毎日を!

恐ろしい火災から尊い命と貴重な財産を守るため
お互い、火の元には十分注意しましょう。

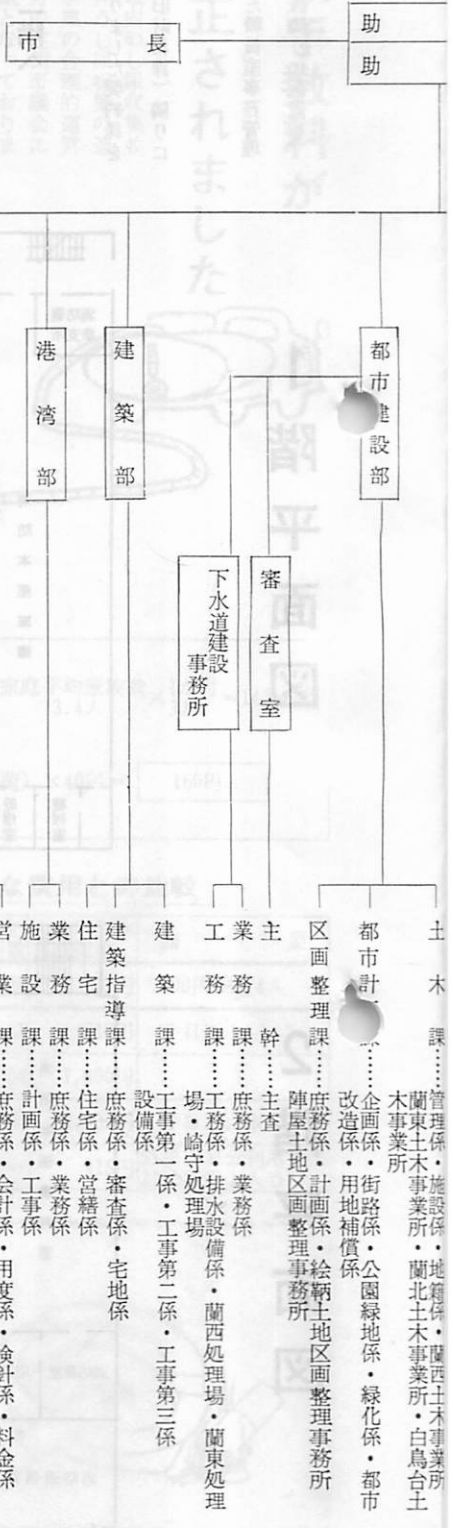


市の機構

51, 10, 2 付



新しくなっ



祝津・母恋・高砂・白鳥台出張所

事務室が一部 変わりました

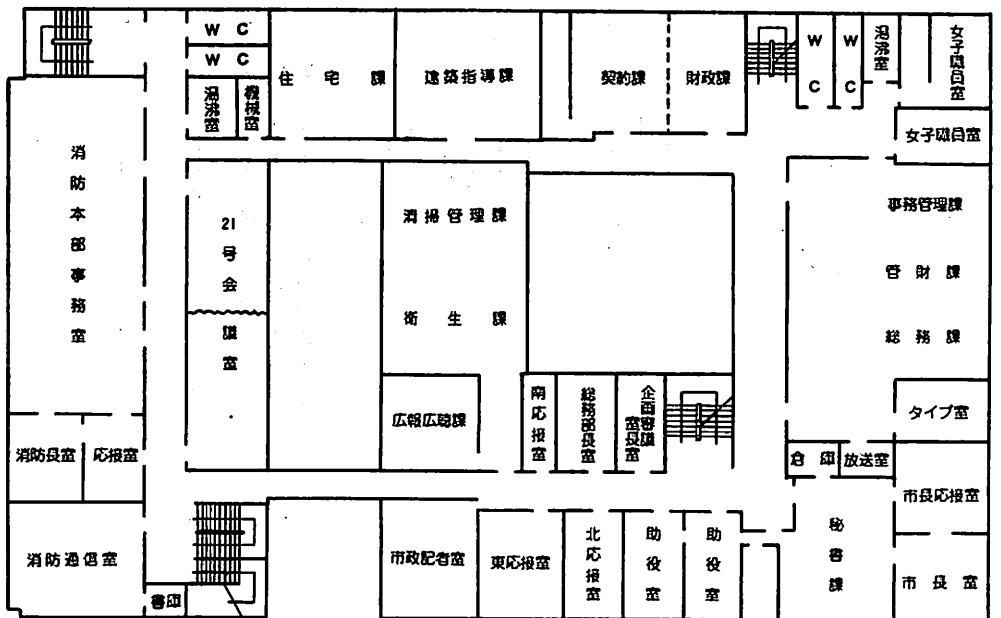
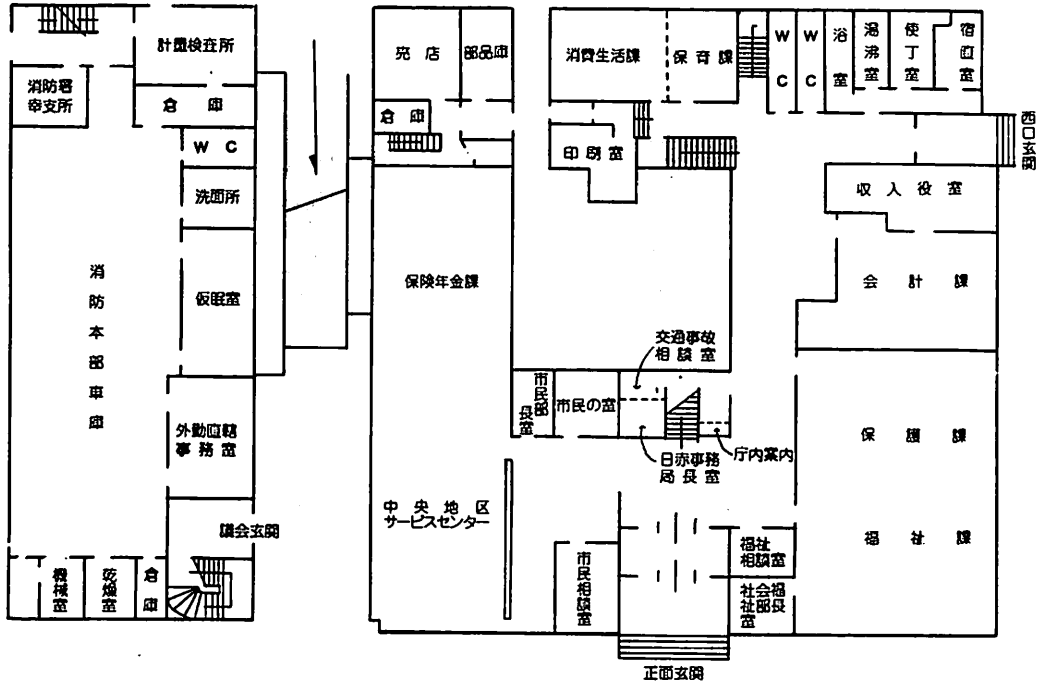
このたびの機構改革に伴い、市役所の事務室を図のとおり変更いたしました。

なお、一階につきましては変更いたしませんでしたので、従来どおり執務しております。

契約課は二階へ

従来四階にありました契約課を二階の財政課（旧財務課）隣りに移しました。

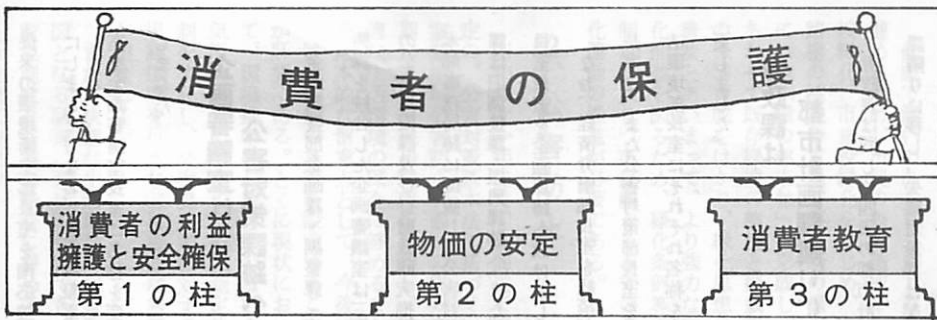
また、新設した職員室事務管理課は、一階管財課隣りに配置し、



1階平面図

2階平面図

室蘭市民のくらしをまもる条例ができました



明るく豊かな消費生活を営むということは、十六万市民の願いです。このための条例が十月一日施行されましたが、この条例をまもり育てるためには、行政、事業者、消費者が相互信頼の上にならなければならない。消費者が相互信頼の上にならなければならない。

市・事業者・消費者それぞれの果すべき責任と義務

市としては

一、市民の意見を十分聞きながら消費生活の安定と向上を図るための、総合的な施策を実施いたします。

二、消費者に、危害を及ぼす商品等を、事業者が供給または提供しているときは、他の法令で措置する場合を除き、その商品等の供給または提供の中止や、回収等を事業者に、指導、勧告し必要な場合には、市民に商品名等をお知らせいたします。

三、商品知識の普及や、情報提供など、消費者に対する啓発、教育の推進を積極的に図るとともに、消費者の自主的な組織活動の促進を図って行きます。

事業者としては

一、市が実施する施策に協力していただくことになっております。

二、消費生活の安全を確保するために、消費者の生命、身体に危害を及ぼす欠陥商品や、不利益を及ぼす商品等の供給又は提供は行わないこととしております。

三、危害の拡大防止の観点から、事業者は、その販売商品が、欠陥商品であることが明らかになったときは、直ちに、その欠陥商品等の発表、回収など必要な措置を講じなければなりません。



消費者としては

一、消費者は、自ら進んで消費生活に関する知識を身につけ、合理的な行動をとることとしております。

二、消費者一人の力は本当に弱いものですから、消費者相互の連携と組織化を進め、団体としての主張や要望をするなど積極的な行動をとるよう努めることとしております。



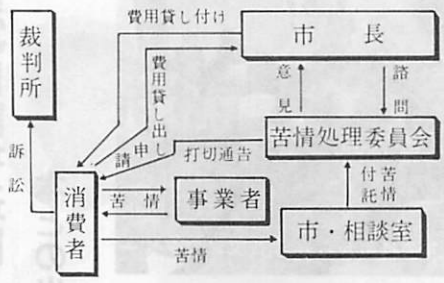
消費者苦情の処理

事業者と消費者との間における苦情も、年々増加の傾向にあります。

これらの苦情は、本来事業者と消費者の間で解決すべき事柄ですが、この条例では消費者からの苦情の申し出があったときは、市長はその内容を調査し、適切な処理を行い、必要な場合は苦情処理委員会に付託することにしておりま

す。さらにこのような措置によって解決できないものは、社会的公正を図るといふ趣旨から、消費者が事業者を相手に訴訟をおこすことができます。その場合一定の要件を満たすときは、訴訟に充てる資金を貸し付けることになっていま

苦情処理システム



物価の安定

消費生活と関連の深い生活関連物資については、その供給が円滑に行われるよう、市長は事業者に協力を求めたり、生活関連物資の価格、需給動向を調査して市民に情報を提供し、生活関連物資の不足や価格高騰の恐れのあるときは重要物資として指定するとともに事業者に対し安定供給を要請いたします。

また、故意に価格をつり上げた供給ストップさせるなどの行為については、実地調査を行い、その結果によっては、指導勧告等を行います。もし、事業者がこれに従わなかったり、正当な理由がなく調査や報告を拒んだときは、消費生活安定審議会の意見を聞いた上で公表いたします。

カナメ役の消費生活安定審議会

今後の消費者保護行政の具体的な運用については、重要事項を調査審議する機関として、学識経験者、事業者、消費者等で構成する「消費生活安定審議会」に諮り実施いたします。



消費者の積極的な姿勢が必要

この条例が消費者を保護し、安全で豊かな消費生活の安定向上のため、市、事業者の努力はもとより、消費者の方々に、この条例をまもり育てるという、積極的な姿勢をもっていただくことが、何より必要なことであります。

今後の消費者保護行政に期待



室蘭消費者協会長 副 馬 幹 子

くらしをまもる条例は、室蘭市民が、一日も早く誕生する事を願っていました。

条例の制定により、市民の消費生活はより豊かになり、消費者保護はさらに強化されることになりましたので、欠く事のできない生活基本条例かと思えます。消費者はもとより、業者も、消費者行政も、よりどころとなり、歯止めとなりましょう。

今まで消費者の受ける被害の中に、個々の顔が少なかったため、泣き寝入りしている方が相当数いらっしゃいますが、折角訴



室蘭商工会議所専務理事 高 島 良 道

相互信頼に期待

消費者の、商品に対します苦情は、従来消費者と事業者との間において、円満に解決されて参ったのであり、今後やはり両者間での話し合いが基本であると思えます。相互にその立場を理解しながら解決につとめることが大事でないかと思えます。

このたび「市民のくらしをまもる条例」が制定されましたがこれは、相互間により解決できない場合の措置であります。しかし何んと申ししても、長

第30回読書週間 10月27日～11月9日

本との出会い豊かな時間



「現代文学のタブー」から見た読書週間

十月二十七日(月)から、第三十回読書週間が始まりますが、市立室蘭図書館では、この週間にちなんだ各種行事を催します。
一人でも多くの市民の参加をお待ちしております。

読書週間記念行事

▽童話作家講演会 一般市民対象
十月二十九日(金) 十四時
図書館講堂

憲政の歩み

「パネル展」

▽ 10月19日～21日
文化センター

テーマ

「おれたちのきょう」

—現代に生きる中学生—

・講師 後藤 竜二氏

▽子ども映画会 小学生対象
十月三十日(土) 十四時

図書館講堂

▽文芸講演会 一般市民対象
十月三十一日(日)十八時三十分

市民会館

・講師 作家 田中 澄江氏
作家 小川 国夫氏

▽課題図書読後感想討論会

☆中学生の部

十月二十九日(金) 十四時

市職員会館

・課題図書

港のトランペット(笠原 肇著)

☆小学生の部

十一月二日(火) 十四時

市職員会館

・課題図書

ぼくらはだし(後藤 竜二氏)

▽読書感想文入選発表式

十一月六日(土) 十四時

胆振海区漁業調整委員会

選挙人名簿の縦覧

▽ 10月20日～11月3日

市選挙管理委員会事務

局(市役所四階)

▽図書館講堂
▽人形劇 幼児、小学生対象
十一月十三日(土) 十五時
図書館講堂
・出演 文化女子短大劇団ボー

23局 5151番

テレフォンサービスで 健康管理にお手伝い 11月放送分

市では、みなさまの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしていきます。
「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理にお手伝いしますので、ぜひダイヤルして下さい。
〈内容と時間〉

☆保健衛生一口メモ
平日 十六時～翌朝九時
土、日、祭日 一昼夜
月、火曜日
乳幼児の健康メモ
水、木、金曜日
大人の健康メモ
土、日曜日
栄養、その他生活全般メモ
「保健衛生一口メモ」の十一月のテーマ(予定)をお知らせします。

止血
▽八日(月)、九日(火)
反省したい現代の育児環境
▽十日(水)、十一日(木)
十二日(金)
胃腸の調整を
▽十三日(土)、十四日(日)
知っておきたい栄養学
▽十五日(月)、十六日(火)
赤あざ
▽十七日(水)、十八日(木)
十九日(金)
便秘の時の食事
▽二十日(土)、二十一日(日)
寒さと栄養
▽二十二日(月)、二十三日(火)
頭を打ったら安静第一
▽二十四日(水)、二十五日(木)
二十六日(金)
主婦のためのやさしい生理学と筋肉のはなし
▽二十七日(土)、二十八日(日)
一般知識としての美容食
▽二十九日(月)、三十日(火)
言葉のおそい子

※なお、平日の九時から十五時までは「みんなの健康」をお知らせしていますのでご利用下さい。

室蘭を舞台に
テレビドラマノ
銀河テレビ小説
「ある日鳥のように」
10月25日～11月26日
(連続25回)
NHK テレビ午後9時40分

タバコは市内でお買い求め下さい

みなさんがなに気なくお吸いになっているタバコ……
このタバコ売上代金の一部が市の収入となり、重要な財源の一つとなっています。
旅行や出張でお出かけになる際には、ぜひ、市内でタバコをお買い求めになるよう、みなさんのご協力をお願いいたします。



第26回市民文化祭

ステージ部門

行事名称	期 間	時 間	会 場
合唱の夕べ	11月1日(月)	18:00~21:00	市民会館大ホール
バレエコンサート	11月3日(水)	13:00~17:00	文化センター大ホール
マンドリン演奏会	11月6日(土)	18:00~21:00	市民会館大ホール
民謡の旅	11月7日(日)	13:00~17:00	〃
邦楽、舞踊公演	11月7日(日)	11:00~17:00	文化センター大ホール
三曲演奏会	11月7日(日)	9:00~17:00	文化センター4階
怪音楽76'スペシャル	11月11日(木)	18:30~21:00	文化センター大ホール
ギターの夕べ	11月13日(土)	16:00~21:00	市民会館大ホール
吟道大会	11月14日(日)	9:00~17:00	〃
吹奏楽演奏会	11月14日(日)	13:00~17:00	文化センター大ホール
謡曲大会	11月14日(日)	9:00~17:00	文化センター4階
演劇の夕べ	11月17日(水)	18:00~21:00	文化センター大ホール



昨年の文化祭から

ギャラリー部門

行事名称	期 間	時 間	会 場
華道展	10月23日(土)~25日(日)	10:00~18:00	文化センター展示室
高文連書道、美術展	10月27日(水)~28日(木)	9:00~18:00	〃
第41回室美展	10月29日(金)~31日(日)	10:00~18:00	〃
書道、魚拓展	11月1日(月)~3日(水)	10:00~18:00	〃
茶会	11月2日(火)~3日(水)	10:00~19:00	〃 和室
菊花展覧会	11月2日(火)~4日(木)	9:00~18:00	産業会館
市民作品展	11月5日(金)~7日(日)	10:00~18:00	文化センター展示室
幼稚園児作品展	11月9日(火)~11日(木)	10:00~18:00	〃
写真、日本画展	11月13日(土)~15日(月)	10:00~18:00	〃

十一月三日の「文化の日」を中心に、市民文化祭が開催されます。文化センター、市民会館を主会場として、多彩な催しが繰り広げられます。日程は次のとおりです。

市民みなさんのご参加、ご来場をお待ちしております。

なお、行事名称の一部に、変更がある場合がありますので、あらかじめ、ご了承下さい。

くわしくは、室蘭文化連盟(文化センター内 ☎023-3156)へ

11月5日~7日 市民作品展

作品募集

市民文化祭のひとつとして、市民の個人参加による、作品展を開催しますので、みなさんの応募をお待ちしています。

▽募集作品
押絵、木彫、七宝焼、らく焼、

青少年科学館催しのご案内

室蘭プラ模愛好会

〈募集対象〉

- ・プラスチックモデルの部
- ①小学生の部 ②中学生の部
- ③高校・一般の部

市販のものに限らず自分で製作したもの、塗装、工作等審査の対象とする。

・模型・工作の部

- ①小学生の部 ②中学生の部
- 市販のものに限らず自分で考案製作したもの、紙、木、金工等の題材と着想は自由。

〈賞〉

各部とも一位~三位
佳作数点とします。

〈申込み〉

十月十五日から十月三十一日まで、申込書に所定の事項を記入の上、青少年科学館か市内各小・中学校に提出して下さい。

※くわしくは、青少年科学館(☎023-3156)に問合せ下さい。

▽11月12日~14日
模型作品コンクール展
市青少年科学館では、次のとおり「模型作品コンクール展」を開催します。ただいま作品募集中です。どしどしご応募下さい。

▽とき 十一月十二日~十四日
▽共催 青少年科学館

事業主にも「退職金」

掛金は全額所得控除 共済金は退職所得控除

従業員は退職金は今や常識ですが、事業主でも退職する時があります。例えば、第一線を引退し老後を楽しみたい、自分に万一のことがあったとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖など、いろいろな場合があります。

このような事態が起こったときに備えて、事業主の生活安定を計る退職金制度、それが国でつくられた「小規模企業共済」制度です。

▽掛金は全額所得控除

掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として、そっくり課税対象から控除されます。また一年以内の前納掛金も同様に控除されます。

▽共済金は退職所得扱い

共済金・準共済金・解約金は退職所得として取扱われますので、控除額が非常に大きくなっています。

▽安全・確実

共済金額は法律によって定められており、その支払いも政府が最後まで責任をもっておこなうので安全、確実です。

▽貸付制度

一年以上掛金を払い込んだ加入者はその範囲内で即日簡易に事業資金の貸付が受けられます。

・加入資格

常時使用する従業員が二十人（商業とサービス業では五人）

以下は事業主および会社や企業組合・協業組合の役員の方です。一人で、あるいは家族だけで事業を営んでいる方、又自由業の方も加入できます。

・掛金

毎月一口五百円から最高二十口一万円まで、加入後の増、減額もできます。

※その他、共済金の支払いや、申込み等の問合せは、室蘭商工会議所（☎22-3196）へ。

消費者コーナーと

市史コーナーはお休み

消費者コーナーと市史コーナーは、紙面の都合上、今回は休ませていただきます。

「救急車」は

正しく利用

しましょう



今月は、下水道事業・国民健康保険料三期四期の納期です

〈乳幼児相談〉 無料	時間 10:30~11:30	16、17日
11月2日 衛生課輪西分室	13:00~15:00	知利別ホームストア
4日 市役所保健所		18、19日
以上時間 9:40~11:00		高砂ホームストア
13:00~15:00		24、25、26日
11月5、18日		中島ホームストア
白鳥台地区		以上時間 10:00~11:30
時間 13:00~14:00		13:00~16:00
11月17日 本輪西地区		
29日 中島地区		
以上時間 13:00~14:30		
〈6カ月児検診〉 無料		
11月24日 衛生課輪西分室		
25日 本輪西地区		
26日 労働会館		
30日 中島地区		
時間 12:30~14:00		
対象 昭和51年5月生まれの赤ちゃん。		
※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。		
〈一般健康相談〉 無料		
11月22日 衛生課輪西分室		
白鳥台地区		

〈離乳食講習会〉 無料	時間 10:30~11:30	16、17日
12月6日 衛生課輪西分室	13:00~15:00	知利別ホームストア
対象 昭和51年8月、9月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。		18、19日
時間 13:00~15:00		高砂ホームストア
定員 30人		24、25、26日
※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。		中島ホームストア
〈母親学級〉 無料		以上時間 10:00~11:30
12月1、8、15、22日		13:00~16:00
会場 衛生課輪西分室		
時間 13:00~15:30		
定員 30人		
市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。		
〈レントゲン撮影〉 無料 (11月分)		
11、12日		
港北ホームストア		

〈3才児健診〉 保健所主催	時間 10:30~11:30	16、17日
11月19日 輪西市民会館	13:00~14:30	知利別ホームストア
時間 9:30~11:30		18、19日
13:00~14:30		高砂ホームストア
対象 昭和48年7、8、9月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児		24、25、26日
※室蘭保健所より個人通知いたします。		中島ホームストア
〈定時予防接種〉 11月分		以上時間 10:00~11:30
25日 白鳥台地区		13:00~16:00
時間 13:00~13:45		
9、16、30日		
市役所保健室		
10、17、24日		
中島地区		
11、18日		

衛生課輪西分室	12日 本輪西地区	以上時間 13:00~14:45
◎種目		
○三種混合 無料		
(1)1期接種者 2才~3才		
(2)2期接種者 4才未満		
4才過ぎた者は二種混合		
○破傷風 有料1回 140円		
1カ月間隔で2回接種		
翌年追加接種		
○インフルエンザ (2回接種)		
対象...満3才以上		
※15才未満及び70才以上の方は無料。		
15才~69才までの方は、有料(1回 430円)		
2週間間隔で2回接種。		